

清須市放課後児童クラブ等キャッシュレス決済管理システム
仕様書

1 目的

キャッシュレス決済管理システム（以下「システム」という。）は、放課後児童クラブや保育園において、利用者が現金で支払っている利用料等をキャッシュレス決済化することにより、現金の集金におけるリスクを解消するとともに、集金事務の効率化、利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

2 対象施設、集金内容

施設		集金内容
児童館	西枇杷島児童センター	放課後児童クラブ利用料
	小田井児童館	
	清洲児童センター	
	清洲東児童センター	
	新川児童センター	
	星の宮児童センター	
	桃栄児童館	
	春日児童館	
保育園	西枇杷島保育園	土曜給食費 保育士給食費 病後児保育利用料
	芳野保育園	
	本町保育園	
	花水木保育園	
	新清洲保育園	
	朝日保育園	
	須ヶ口保育園	
	土器野保育園	
	桃栄保育園	
	星の宮保育園	
	中之切保育園	
	ネギヤ保育園	

3 サービス内容

- (1) システムの提供
- (2) システムによる利用者からの集金
- (3) システムにより集金した金額の納付
- (4) 運用に係る操作説明会
- (5) 運用開始後の支援

※本市は、本システム提供者を指定納付受託者に指定する。

5 提供期間

契約の翌日から令和7年3月31日

※令和6年10月1日から運用（利用者への請求）開始を想定

6 システム機能要件

別紙システム機能要件表を満たすシステムであること。

7 納付

- (1) 指定納付受託者は、納入義務者からの委託を受け、清須市に納付する。
- (2) 納付金は、月ごとに締め、当該月の翌月に納付する。
- (3) 納付金は、納入義務者等が選択するクレジットカード等の支払方法の種類を問わず、原則として一括して納付すること。
- (4) 指定納付受託者は、各月ごとの納付金の内訳明細（施設ごと、請求内容ごと）のデータを入金予定日の5日前までに提示すること。

8 支払い

- (1) 支払いは、運用開始の月を始期とした月払いとする。
- (2) 契約金額は立替金と相殺することなく、別途請求書により本市から指定納付受託者に支払う。

9 その他

本仕様書に疑義のあるときは、速やかに担当職員の指示を受けなければならない。

契約書及び仕様書に定めのない事項については、担当職員の指示を受けなければならない。本業務を遂行する上で知り得た情報については、秘密の保持に留意し、漏洩防止に努めること。